

平成25年(ワ)第252号, 平成26年(ワ)第101号, 平成27年(ワ)第34号,  
平成29年(ワ)第85号, 令和元年(ワ)第274号, 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 菅野清一 外373名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面 (523)

(被告準備書面 (284) に対する反論)

2020 (令和2) 年8月11日

福島地方裁判所いわき支部 (合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利 孝



同 広 田 次 男



同 鈴 木 堯 博



同 米 倉 勉



同 笹 山 尚 人



同 高 橋 右 京



同 宮 腰 直 子



外

## 第1 はじめに

1 被告は、令和2年6月12日付準備書面（284）において総論的な「弁済の抗弁」の主張を行うとともに、9月末までに全ての原告についての賠償実績表（訴外の世帯構成員に対する支払いを含む）を証拠として提出し、各原告に対する具体的な「弁済の抗弁」の金額を主張するという。

しかしながら、10月14日に口頭弁論終結を予定しているこの期に及んで、被告の主張は、明らかに時期に遅れた攻撃防御方法であり、許されない。

2 また、被告書面（284）の主張には趣旨が不明瞭な点がいくつかあるため、釈明を求めなければ適切な反論をすることができない。

そこで、本書面第2では、まず被告に対し釈明を求める事項を示す。

3 本来であれば、被告からの釈明を待った上で反論すべきところであるが、被告釈明を待っていては結審までに反論する機会が失われる虞もあることから、被告の主張の意味するところを推測して、その限りで反論する。

4 なお、被告は、本年7月31日付準備書面（286）～（289）及び意見書（乙B第160～162号証）を追加して提出したが、これらが時機に遅れた攻撃防御方法であることは、より一層明白である。

本書面は、被告の準備書面（284）に対して反論するものであり、それ以降に提出された被告書面に対する反論は別途検討する。

## 第2 求釈明事項

1 被告の主張する「弁済の抗弁」とは、具体的に、どのような債権に対しどのような弁済をしたという主張か、特定して主張されたい。

2 被告の主張する「費目間の融通」とは、具体的にどのような法的主張を意味するのか明らかにされたい。

3 被告の主張する「弁済の充当」とは、具体的にどのような数個の債務（あるいは数個の給付）の充当関係を問題としているのか（民法488条～491条参照）明らかにされたい。

4 被告の主張する「弁済の抗弁」と「費目間の融通」と「弁済の充当」の関係を明らかにされたい。通常、これらの用語は異なる意味に用いられると解されるので、被告の主張において、それぞれがどのような法的主張なのか、また、相互の関係についても、明らかにされたい。

5 被告は、「本件訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で（この点についての主張立証責任は原告らの側にある。）、そこから全既払金を弁済の抗弁として控除し、その残額の有無や範囲を前提に請求の当否を判断する」（5頁）、「財産的損害であると精神的損害であるとを問わず、賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきである」（9頁）と主張する。

かかる主張は、例えば、中間指針に挙げられているような検査費用（人）、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、営業損害、就労不能等による損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等、その他の損害費目について、被告が訴外で既に支払った賠償金を、本件訴訟における原告の損害賠償請求に対する弁済とする（付け替える）と主張する趣旨か。

そうだとすると（そのようなことが許されるかどうかは措くとして）、被告が訴外で支払い対象とした損害費目に対する賠償は履行されていないことになるが、それに対する賠償はとなると考えるのか。

### 第3 「財産的損害に対する賠償金を含む前記払い金が弁済の抗弁の対象となること【費目間の融通】」（第2）に対する反論

#### 1 「総論」（第2の1）に対する反論

(1) 本件訴訟において原告らが請求する損害費目は、「故郷剥奪慰謝料」「避難慰謝料」、「居住不動産賠償」及び「家財賠償」である。（ただし、居住不動産賠償については、住居確保損害が支払われたことにより賠償済みと解される場合は請求していない。）

なお、原告らが本訴訟で請求する実体法上の請求権は、主位的には不法行為に

基づく損害賠償請求権（民法709条）であり、予備的には原子力損害賠償法3条1項本文に基づく損害賠償請求権である。請求権の個数でいえば1個である。請求対象としている損害費目は「故郷剥奪慰謝料」「避難慰謝料」、「居住不動産賠償」及び「家財賠償」である。

原告らはこれらの損害費目に限定して請求することを明示して本件訴訟を提起しているのであるから、本件訴訟の訴訟物は、これらの損害費目に係る損害賠償請求権に限定される。原告らが訴訟上請求していない損害費目は、本件の訴訟物に含まれないし、審理の対象にならない。

したがって、被告の「まずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で(この点についての主張立証責任は原告らの側にある。),そこから全既払金を弁済の抗弁として控除し,その残額の有無や範囲を前提に請求の当否を判断するのが本来あるべき取扱いである。」という主張は,原告らが訴訟上請求していない損害費目について審理の対象とすることを求めるものであり,処分権主義や訴訟物に関する基本的理解を誤っている。

(2) 被告は,実体法上の請求権が1個であり,訴訟物が1個であれば,損害も1個であり,既払金を費目相互間で融通することは当然に認められると主張しているようにも解される。

しかしながら,実体法上の請求権が1個であることや訴訟物が1個であることから必然的に損害の種類が1つであることにはならない。例えば,交通事故事案において,不法行為に基づく損害賠償請求権は,実体法上の請求権として1個で,訴訟物としても1個であるが,損害の種類は1個でなく,修理代,通院交通費,治療費,休業損害,入通院慰謝料,後遺症慰謝料,逸失利益など性質の異なる様々な損害が発生しており,それぞれの損害について損害額を評価することによって,損害賠償総額が決まるのである。

本件についていえば,被告の加害行為によって原告らは未曾有の被害を被ったのであり,原告らには性質の異なる様々な損害が発生している。どのような損害が発生し,夫々の損害の損害額をどのように評価すべきか,その結果損害総額が

いくらであるか、など損害の全貌を明らかにすることは著しく困難であるので、本件訴訟では、様々な損害のうち中間指針による賠償では補填されていない重要な損害を対象を絞って請求している。

したがって、本件請求対象の損害以外の損害について被告が訴外で一定の賠償をしたからといって、本件請求対象の損害を賠償したことにならないのは当然の理である。

被告の主張は、交通事故事案になぞらえて考えれば、被害者が交通事故による慰謝料を請求している場合に、加害者が、修理代、通院交通費、休業損害、逸失利益について既に支払っているから、これらの既払金を慰謝料請求に対する弁済の抗弁として主張するということと同じであり、荒唐無稽というほかない。

- (3) 被告の引用する最高裁昭和48年4月5日判決（最判昭和48年判決）は、交通事故による財産上の損害（療養費及び逸失利益）と精神上的損害（慰謝料）が訴訟上併せて請求された事案において、原審が、財産上の損害について、原告の請求額を超える額を、慰謝料と合算した請求総額の範囲内で認容したことについて、当事者の申し立てない事項について判決をしたものではなく、処分権主義（民事訴訟法246条）に反しないとされたものである。

同判決は、訴訟上請求された複数の損害費目にかかる損害賠償請求について訴訟物を1個としたのであって、（当然のことであるが）訴訟上請求されていない損害費目まで含めて1個の訴訟物とは解していない。

- (4) 被告の引用する最高裁平成6年11月22日判決（最判平成6年判決）は、一個の金銭債権のうちの数量的一部請求の事案において、被告の相殺の抗弁が問題となった事案である。この事案では、債権の総額から自働債権の額を控除した残存額を算定した。その理由は「一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求の額の割合で按分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に

反するから」である。

本件訴訟において原告らは、特定の損害費目についてのみ請求しており、その損害費目について額を算定すれば足りるのであって、全損害額を問題にする必要はなく、同判決の射程は及ばない。

最判平成6年判決の考え方が妥当するのは、訴訟上請求されていない債権残部の金額が訴訟上審理の対象となり債権残部の金額が訴訟上算出可能な場合である。

本件では、発生した被害が広範かつ多岐にわたり長期にわたって継続し、その多様な被害が相互に関連し、相乗的に影響を与え合って生活の全面に及び、一層深刻な損害の構造を形成していることから、全債権額を確定することは極めて困難であって、上記判決と同様に解することはできない。

- (5) 最高裁平成20年7月10日判決・集民第228号463頁は、特定の損害費目について前訴を提起した後に、同一の不法行為に基づき、別の損害費目について後訴を提起した事案において、前訴において請求する損害賠償請求権と後訴において請求する損害賠償請求権とは1個の債権の一部を構成するものではあるが、前訴において1個の債権の一部についてのみ判決を求める旨が明示されていたものと解すべきであり、前訴の確定判決の既判力は後訴に及ばない、と判示する。

本件でも原告らが訴訟上請求していない損害費目は、審理の対象とならず判決の既判力は及ばないのであり、この判例からも被告の主張（全損害額から訴外での既払金を控除すべきとの主張）は失当である。

- (6) 被告の主張は、交通事故事案になぞらえて考えれば、訴外で修理代、通院交通費、休業損害、逸失利益について賠償がなされた後に、被害者が未だ賠償されていない慰謝料について訴訟提起した場合の審理の在り方として、被害者が被った全損害額を認定したうえで（その主張立証責任が被害者にあるという。）、その全額から既払金全額を控除して請求についての判断を行うということになるが、実務はそのような扱いをしていない。なお、交通事件において、訴外において支払い済みの損害費目を含めた全部の損害額を算定し、全ての既払い額を控除した金

額を認容金額（ないし和解金額）とする事例が見られるが、これは、全部の損害額（損害項目）を把握して合計することが容易であるから、当事者双方の合意の上で実施しているに過ぎず、便宜のための事実上の処理である。

## 2 「被告による原告らに対する裁判外での賠償の概要」（第2の2）に対する反論

- (1) 被告が、中間指針に基づき、原告らを含む避難指示解除準備区域の住民に対し、避難等に伴う精神的損害額として平成23年3月から平成30年3月までの85カ月について月額10万円、合計850万円を支払っていることはそのとおりである。

原告らは、上記金額では避難生活に伴う精神的苦痛を慰謝するのに十分でないことから、本件訴訟において避難慰謝料として〔月額50万円×避難期間〕のうちの3000万円を一部請求している。

したがって、上記既払金は、原告らが請求する避難慰謝料の算定にあたり考慮されうるとしても、それ以外の損害費目の算定にあたり考慮すべきものではない。

- (2) 被告は、上記850万円の既払金とは別に、財産的損害について賠償しているとし、今後、「財産的損害の賠償総額及びその内訳等については、乙C各号証に基づく損害各論書面において詳しく主張を整理する予定である」と述べるが、上記1で論述したとおり、訴外で支払った財産的損害に対する賠償金は、本件請求にかかる損害費目に対する弁済にはならない。

## 3 「賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきこと」（第2の3）に対する反論

- (1) 被告は「本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害とは同一の損害賠償請求権を構成するものであるから、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきである」と主張する。

被告の主張する「費目相互間の融通」と「弁済の充当」の意味するものは必ずしも明らかでないが、訴外で被告が各原告に支払った財産的損害賠償が、本訴訟

で原告らの請求する避難慰謝料ないし故郷剥奪慰謝料に対する弁済として評価されるべきだという意味に解したうえで、反論する。

まず、最判昭和48年判決は、財産上の損害と精神上的損害が請求されている場合に、訴訟物は1個であり、財産上の損害について原告の主張する額を超えて認定しても、請求総額の範囲内であれば、処分権主義に反しないとした事案である。したがって、この判例は、訴外で被告の支払った財産的損害賠償が避難慰謝料ないし故郷剥奪慰謝料に対する賠償として評価されるという根拠にはならない。

原告らは特定の損害費目について明示的一部請求をしているのであり、本件訴訟物に含まれない損害費目について被告が訴外で支払った賠償を本訴訟における債務の弁済とするという被告の主張にはおよそ法的根拠がなく認められない。

- (2) 被告は「原告らの主張する精神的損害には、平穩生活の侵害という生活基盤（住居及び家財等）の財産的な損害に伴う精神的損害という性質が含まれており、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害の被侵害利益が共通していることに鑑み、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきである」と主張する。

しかしながら、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害とでは、被侵害利益は共通していない。例えば、前者は、一時立入費用、検査費用、実費、営業損害などであり、本訴訟で原告らが請求する避難慰謝料や故郷剥奪慰謝料は、全く性質の異なる損害である。

- (3) 被告は、住宅確保損害の賠償や、さらには居住用不動産に対する賠償等、訴訟外での財産的損害の賠償が、「生活再建の資金」となり、「平穩な生活を回復するための基盤回復」に資する等と述べて、これによって精神的苦痛・精神的損害が緩和され、慰藉されているかの如き主張を重ねている。つまり、財物の賠償が慰謝料の金額（損害評価）を減額させるというのである。

しかし、これは牽強付会というべき暴論であり、不法行為法の解釈としてあり得ない。

ア 填補賠償制度における個別損害項目



改めて指摘するまでもなく、不法行為による損害賠償制度は填補賠償が基本であり、現に生じた損害を填補する制度に過ぎない。生じた損害の「填補」により、「原状回復」を実現するのが、損害賠償制度の目的だということである。

そして、1つの不法行為から生じた損害について、これを複数の損害項目に分けて積算する場合、それぞれの損害項目は重複しないものとして定立され、区別して算定されている。すなわち、一方の損害項目の賠償は、当該損害を填補するだけであり、他の損害項目を填補しないのである。そして、それぞれの損害項目が全て支払われてはじめて、全部の損害が填補され、「原状回復」が実現する。かつ、それぞれが重複しないように定立されていることにより、過剰な支払も生じ得ない。

ある損害項目と他の損害項目に密接な関連性がある場合であっても、この原則は変わらない。

この原則を無視して、ある損害の填補によって、別の損害項目（の一部）が填補されたのだという抗弁が認められれば、現在の「個別損害項目積算方式」に基づく損害賠償実務は成り立たない。

例えば、人身障害において、後遺障害が残った場合、一般に、これによる逸失利益と慰謝料（精神的苦痛）という2つの損害項目が認められる。後者の精神的苦痛は、前者のような被害状況（そのような身体状況）に陥ったという事実も、その根拠（精神的苦痛の原因）の1部になっているといえようが、だからと言って逸失利益が填補されたら後遺症慰謝料が減額されるということはない。逸失利益の填補は、まさに失われた収入の金銭的な填補に過ぎないのであり、身体の損傷（後遺症）が回復する訳ではない。だから、逸失利益の填補によって、身体の損傷による精神的苦痛は慰藉されない。このように、別の損害項目である以上、あくまで逸失利益の損害評価とは別に、精神的苦痛の損害評価（算定）がなされているのであって、相互の干渉は生じ得ない。

#### イ 本件における慰謝料

このことは、本件における故郷剥奪慰謝料においても変わらない。

確かに、故郷剥奪慰謝料の内容には、「住宅」で営まれていた平穏な家庭生活の喪失という要素が含まれており、この損害（あるいはその基礎となる権利法益）は住宅の確保・存在なくしては実現しない。しかし、そのような当然の関連性の上で、財産的損害である住宅という損害（財物損害）とは別個の損害として、そこで営まれていた平穏な家庭生活の喪失という有形無形の損害を、「故郷剥奪慰謝料」として算定している。

したがって、住宅の賠償がなされても、それによって故郷剥奪慰謝料の一部が填補されたり、その分の賠償が「重複」したりすることはない。逆に住宅の賠償がなされず、故郷剥奪慰謝料だけが支払われれば、住宅損害分の填補がなされない結果になる。当然のことである。

念のために、本件において原告は、故郷剥奪慰謝料について「有形無形の財産的損害」をも包摂するものとして請求しているが、不動産等の財物や逸失利益など、指針等や被告の自主的賠償基準において個別の損害費目として扱われている項目は含まないものとして、算定・請求していることを確認しておく。

#### ウ 平穏な生活の「回復」

なお、上記のとおり、損害賠償とは、現に生じた損害を、金銭支払によって填補する制度であり、金銭の賠償によって、元の権利利益が回復する訳ではない。

住宅の賠償は、移住先での新たな住宅確保に投下されることが通常であるが、元の居住地域において、長年に渡って構築され、営まれていた地域生活は破壊されたままなのであって、移転先での自宅購入によって遡及的に回復するものではない。自宅での家庭生活を含んだ「地域生活」とは、具体的な場所（空間）と実際の生活（時間）を前提に存在するものであって、具体的な空間と時間を離れた、抽象的な観念としての「住宅」ではない。被告の主張は、本件における被侵害利益（＝「地域生活利益」を中核とする「包括的生活利益としての平穏生活権」）の理解を誤っており、そこでの損害の内容を、具体的な現実の営みを離れた抽象的・観念的な「生活」に矮小化してしまっていることが、根本的な問題である

(4) 被告は、住居確保損害の賠償について、「物の滅失・既存に対する現実の損害賠

償額は特段の事由のない限り滅失棄損当時の交換価格によりこれを定めるという従来の判例（最判昭和32年1月31日民衆11巻1豪170頁）によれば、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額である」とし、住居確保損害「の實質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を補填するのである」、「かかる住居確保損害の賠償は、財産的損害賠償としてではなく、むしろ、避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われている」「その意味で、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払と評価されるべきものである」などと主張する。

しかしながら、住居確保損害は、「第二次追補で示した財物としての住宅の賠償金額が低額となり、帰還の際の修繕・建替えや長期間の避難等のための他所での住宅の取得ができないという問題が生じている」ことを踏まえ、中間指針第4次追補において「新たな住居の確保のために要する費用」を賠償の対象としたものである。

つまり、被災者の居住していた住宅は交換価値が低く、事故前の価値を弁償するだけでは避難先で住宅を購入することができず被害の回復にならないことから、住居確保損害の考え方により住宅の再取得にかかる費用を賠償することとしたのである。したがって、住居確保損害の賠償は、原状回復という不法行為の目的に適った賠償方法であって、「本件事故と相当因果関係のある損害として賠償」するものに他ならない。

また、住居確保損害は、避難者が住宅購入費用又は住宅建替費用を支出した場合に、避難者が実際に支出した住宅購入費用又は住宅建替費用の額を賠償するという制度であり、いわば住宅の現物給付による賠償に近い。

住居確保損害として支払われる額は、避難者が自由に目的を定めて使用できる賠償金ではなく、あくまでも住宅購入費用又は住宅建替費用に充てることしかできない。そして、住宅購入費用や住宅建替費用は、福島市内など立地によっては地価単価が高いうえ、住居確保損害制度の利用により地価や建築費が高騰したこ

ともあり、実際の支払額が大きくなる傾向があるが、支払額が高額となっても、それは建築業者や不動産業者に代金として支払われるものであって、避難者に入ってくる賠償金ではない。しかも、被告は被害者ごとに異なる支払上限額を決めていることから、被害者によっては住宅の取得のために実際にかかった費用が被告の決めた支払上限額を超えてしまったことから工事の不足額を自費で支払った者も存在している。

このように、住居確保損害の賠償金は、住宅の確保に必要な費用にのみ充てられるものであり、避難慰謝料や故郷剥奪慰謝料とは性質が全く異なる。

したがって、「住居確保損害」が払われたことは「避難慰謝料」ないし「故郷剥奪慰謝料」に対する弁済に当たらない。

- (5) 被告は、「同種の裁判例においても費目間で融通が認められている」とし、札幌地裁令和2年3月10日判決（以下「札幌地裁判決」という。）と千葉地裁平成31年3月14日判決（以下「千葉地裁判決」という。）に言及する。

札幌地裁判決は「当事者の合理的意思解釈」を根拠に、各原告に生じた損害総額から被告東電の既払賠償総額を控除しているようであるが、果たしてそのような当事者の合理的意思解釈が可能な事情があったのか疑問である。

千葉地裁判決についても、どのような理由からそのように判断したのか不明であるが、請求の対象たる損害内容と既払金の損害内容の性質の異同を考慮しないで控除することは妥当とはいえない。

また、これらの事案は区域外避難者を原告とする事案であるのに対し本件は区域内避難者を原告とする事案であり、請求内容が異なるから、参考にすべきとも思われない。

- (6) 被告は、本件訴訟において、「原告らに対する精神的損害の賠償額及び財産的損害の賠償額の合計額（ADR手続による和解を経ている場合の和解契約に基づく支払額を含む）をもって、原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張する」としている。

しかしながら、本件原告らが申し立てたADR手続においては、被告と協議し

て、ADR手続で居住用不動産の請求をする場合は訴訟では請求しないこととし、二重請求にならないよう費目調整を行ったのであるから、ADRによる和解契約に基づく支払額が本件訴訟の請求費目に対する弁済にならないことは明白である。

#### 第4 「世帯内の損害賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであること【世帯内融通】」（第4）に対する反論

1 被告は、世帯内で支払い済みの賠償額に過払がある場合には、その過払分については、世帯内で融通・充当が認められるべきであるなどと主張する。

しかしながら、被告の主張は、個人主義を取っている現行民法下において、一見して不合理であり、到底認められない。

原告らは、各人がそれぞれ、精神的損害を受けているのであり、それが、他の家族に賠償されたとしても、損害を受けた本人について、苦痛が慰謝されることにはならない。

さらに未成年者の請求権についていえば、子どもの請求権を親が変わって行い、それを子どもの利益のために遣う（通常そのように合理的に推測される。）のは、親権者の財産管理及び代表行為として至極当然のことであって（民法824条）、その親権行使の内容について、加害者である被告に限定される理由はない。

被告の当該主張は、世帯の代表（住宅の所有者であることが通常である）への財産的損害の賠償をもって、他の家族構成員すべての精神的損害（避難慰謝料及び故郷剥奪慰謝料）の填補を意味するものと主張したいがための策であると思料されるが、かかる論旨は、二重に誤ったものである。

2 被告は、「千葉地裁第二次訴訟判決」が、「経済的に同一体とみなすべき関係があるか否かということ判断基準」として既払金を世帯内で融通することを認めた点を指摘するが、かかる判決の考え方は、個人の権利擁護という法の根本理念を軽視した誤った判断というほかなく、参考にすべきものではない。

同判決は、「超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしておりさえするならば、その超過部分を他の損害賠償請求権者への弁済

として流用し、煩雑な事後処理を省くことの方が、当事者の利害を調和することになり、かつ当事者の合理的な意思にも合致すると解せられる」などと理由を述べるが、本件訴訟において原告らは世帯内融通を受け入れるものではないので、当事者の合理的な意思に合致するものではないことを強調しておく。

3 被告が指摘する「交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等についてその親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した事案」においても、当事者間の合理的な意思に合致することが根拠とされているところ、本件訴訟において本件原告らは世帯内融通を容認するものではないから、当事者の合理的な意思を根拠に世帯内融通を行うことは許されない。

4 被告は、訴訟外での中間指針に基づく賠償金の支払いについて、世帯代表者が一括して請求し、世帯代表者に対して一括して支払っていることをも世帯内部における弁済の融通を認める理由としている。

しかしながら、代理受領はあくまでも個々の受給権者の代わりに受領しているだけであって、賠償金は個人個人について算定され支払われているのであるから、世帯間融通を認める理由にならない。

## 第5 「結語」(第4)に対する反論

被告は「総賠償額で見れば被告が既に十分な賠償を行っているにもかかわらず原告らが自身に都合よく損害費目を分断して請求することにより原告らが本来填補されるべき損害を超えて利益を得、被告が一方的に不利益を被ることは妥当でない。」などと述べる。

しかしながら、これは被告の一方的な主張であって、原告らは既払総額によって十分な賠償がなされたとは考えていないからこそ本件訴訟を提起した。

被告は、中間指針に基づき、被告の立場で容認できる最低限の賠償をしたにすぎない。中間指針は、本件事故によってもたらされた損害を全て賠償するものではない。中間指針は、本件事故発生から5カ月近く経過した時点において、被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要から、当事者間の自主的な解決を促進す

るため、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした」もので「本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害費目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」とされている。

本件事故は、広範囲にわたり大量の放射性物質を放出し放射能汚染という深刻な事態をもたらした未曾有の人災事故であり、被害者には過去の損害賠償事例では想定されない重大な損害が生じている。それは、広範な地域の住民が一斉に強制避難により突然に日常生活を奪われ、避難先の不慣れな土地で、将来の展望が見いだせないまま、長期間にわたり避難生活を強いられた精神的苦痛（避難慰謝料）であり、また、先祖から何代にもわたり継承してきた地域共同体（ふるさと）が奪われたことによる有形無形の損害ないし精神的苦痛（故郷剥奪損害ないし慰謝料）である。

これらは、原告ら原発事故被害者らが被告の自発的な賠償では全く賄えていない損害として強く訴えてきたものである。このような地域全体が一斉に避難を余儀なくされ長期間にわたり避難が継続することによってもたらされる損害については、これまで誰も経験したことのない被害であり、その実態や本質は、法学、社会学、経済学などの学際的な研究によって徐々に解明されてきたものである。そのため、中間指針策定時には十分に考慮されておらず、中間指針の損害費目や損害額には反映されていない。

これらの損害は、広範囲の地域に暮らす多数の人間が一斉に尊厳ある生活を根こそぎ奪われるという性質の損害であり、原子力事故が人類及び社会にもたらす特有の重大な損害である。原告らの被害回復には、これらの損害が適切に認定されその賠償が適切になされることが必要不可欠であるからこそ、本件訴訟で請求しているのであって、被告が中間指針に基づき訴外で支払った賠償金で弁済されているというような矮小化は絶対に許されない。

本件訴訟において、原告らが請求するこれらの重大な損害の実質を適確に見極め、その重大性に見合う損害額が認定されなければ、被告は原子力事故のもたらす被害の深刻さ重大さを全く理解せず、自らの重大な法的責任を全く自覚しないまま今後も安全対策を怠り、同じような加害と被害を繰り返すことになりかねない。そのようなことは絶対に許されない。

## 第6 被告の主張は時機に遅れた攻撃防御方法

以上のとおり、原告らは被告の主張に対し現時点でできる範囲で反論したが、被告が主張する「弁済の抗弁」が認められる余地があるかないかにかかわらず、被告の主張は時機に遅れた攻撃防御方法であり、到底許されるものではない。

被告は、今後、本件の口頭弁論終結時点における被告の原告らに対する全ての賠償実績表（本件事故当時に原告らと同居していた訴外の世帯構成員に対する支払いを含む。）を証拠として提出し、各原告に対して主張する具体的な弁済の抗弁の金額を明らかにするという。

しかしながら、口頭弁論終結直前にそのような主張立証がなされても、原告らは、個別に内容を吟味し反論反証することは不可能であるから、そのような被告の主張立証は時機に遅れており到底許されない。

以 上